

公立大学法人大分県立看護科学大学中期目標

第1 目的

公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）は、大分県における看護学の拠点として大学を設置し、及び管理することにより、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請に応えることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

この目的を実現するため、法人の基本的な目標及び業務運営に関する目標を定める。

第2 法人の基本的目標

1 教育

生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を持ち、自律的に判断し、及び実践的に問題を解決する能力を備えた看護職者を育成する。

2 研究

看護学の基礎的な知見を生み出す研究に加えて、社会に直接還元できる成果を目指した研究を推進し、国際的なレベルの研究成果を創出する。

3 社会貢献

大分県の看護職者及び地域社会のニーズに応じた取組を行い、関係団体との連携・協働による開かれた大学を目指すとともに、看護学教育研究拠点として社会に貢献できる大学を目指す。

4 組織運営

適切な組織・人事体制の下で、経営及び財政の適正化と効率化を図る。

また、適切な点検・評価体制の充実を図り、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。

第3 業務運営に関する目標

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部及び研究科を置く。

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育

ア 教育の内容及び到達目標

看護の対象となる生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力

と豊かな人間性を養い、専門職として自律的に判断し、課題を解決する能力を持った人材を育成する。これらの教育を通して、看護学の発展・向上に貢献するとともに地域医療に貢献する。

(ア) 学部教育

4年間の看護師基礎教育のモデルの評価・改善

養護教諭(一種免許)養成課程の評価・改善

(イ) 大学院教育

地域のリーダーとなる専門性の高い看護人材(看護管理者、保健師、助産師、NP(ナースプラクティショナー))を育成するとともに、大学院での教育モデルを確立

専門領域の教育を教授し、研究できる人材の育成

イ 教育の質の向上

教育機能を強化し、より効果的で魅力ある教育を推進するため、教育のDXを進め、シミュレーション教育やeラーニング、オンラインを活用した遠隔授業など必要な教育環境を整備する。また、教育効果を適切に評価し、学生の学習や授業の改善を図るため、教学マネジメント(大学がその教育目的を達成するために行う管理運営)及びIR(インスティテューショナル・リサーチ:大学において、大学に関する情報の調査及び分析を実施する機能)を推進する。

本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性を社会に周知し、多くの意欲のある優秀な学生を確保していくために積極的な活動を行う。

ウ 学生等への支援

学生の自己学習能力を高めるための支援、生活及び健康管理の支援並びに就職支援の体制の充実を図る。

(2) 研究

ア 研究の方向

大分県の看護学教育研究拠点として保健、医療及び福祉の分野における基礎的研究や地域の課題の解決を目指す研究を推進する。

イ 研究の実施体制

自治体や企業等と連携し、国際的又は地域における共同研究を推進し、研究成果を国内外に発信する。

(3) 社会貢献

ア 看護職者の確保・育成

自治体や各種団体と連携し、大分県の看護学教育研究拠点として、大分県内の看護職者や本学卒業生・修了生の資質向上を目指す。また、県内就職の促進や卒業生のUターンへの支援などについても取り組む。

イ 大分県民の健康増進

自治体や各種団体と連携し、大分県民の健康増進に資する活動を進める。

ウ 国際交流の推進

教育・研究における教員及び学生の国際交流及び国際協力を推進するとともに、大分県と海外との架け橋となることを目指す。

エ 産学官連携の充実強化

産学官連携により、特許取得、社会実装、起業等を支援し、大分県の産業振興に寄与する。

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制

理事長のリーダーシップの下に、弾力的かつ機動的な運営を行うことにより、法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学運営を推進する。

事務処理の合理化及び簡素化を図るため、事務局の組織体制及び事務処理体制を継続的に検討し、改善を図る。

(2) 人事・労務管理の適正化

教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上、健康の保持増進、及び組織の活性化を図る。

大学特有の業務の機能強化及び専門的知識・技術の蓄積を図るため、計画的・段階的に法人固有職員の採用や人材育成を行う。

業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図り、活用について検討する。

4 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入及び外部資金の獲得

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。また、教員の研究費等外部資金を獲得するための体制を充実させ、大学全体で取り組む。

(2) 経費の効率化

経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員のコスト意識を高め、法人運営費の効率的な執行に努める。

(3) 資産の適正管理及び有効活用

法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を有効に活用し、地域社会への貢献を図る。

大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。

5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 内部質保証の推進

内部質保証システムを強化し、PDCAサイクルを機能させて、教育・研究等の持続的な改善を進める。

(2) 情報公開や情報発信の推進

県や市、関係団体などステークホルダーや社会への説明責任を果たし、県民の理解や参加を促すために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開し、効果的な情報発信に努める。

6 その他業務運営に関する重要目標

(1) 施設・設備の整備と活用

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、中長期保全計画に基づき計画的な施設・設備の整備と活用を図る。

(2) 大学の危機管理

学内における事故や犯罪及び災害による被害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び危機管理体制を状況に応じて見直し、充実を図る。

(3) 人権尊重の推進

学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントの防止、ダイバーシティの推進を図る。

(4) 情報管理の徹底

大学が保有する情報を適正に管理するとともに、情報セキュリティの強化を図る。

別表

学 部	看護学部
研究科	看護学研究科